

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿見町長 千葉 繁

市町村名 (市町村コード)	阿見町 084433
地域名 (地域内農業集落名)	阿見 (立ノ越・上郷・一区南・三区上・三区下・西郷・中郷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月8日 (第 1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では共同施行阿見土地改良区の水田エリアは水稻を作付け、陸田ではそばが主な経営品目である。市街地周辺では農地は点在しているものの、担い手がいらない状況である。また、霞ヶ浦高校周辺のエリアでは土浦土地改良区のエリアがあり、水稻及び一部レンコンの作付けがある。
共同施行阿見土地改良区エリア内の水田は水が入ってこない・抜けやすい等の問題があり、現在の担い手が規模拡大を図ることは難しいとの意見がある。水の問題があるので、そのような場合には麦やソバ等そこにあった作物を作るようにしている状況である。また、市街化地域に近いため、農作業の出入りや農地集積も難しくなってきた状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

共同施行阿見土地改良区エリア内の水田は水あたりが悪く、都市化により宅地開発が進み、耕作がしづらい状況になっている。そのため現状の耕作者による現状維持と若手へ集約を図ることとする。また、現状同様、水田としての活用が難しいエリアについては、その土地にあった麦やソバなどの転作作物等により土地利用を図る。
市街化周辺のエリアは中心経営体等の作付けもなく、担い手がいらないため、現状維持とする。また霞ヶ浦高校周辺のエリアは土浦土地改良区がありレンコンの作付けもみられることもあり、利用については現状維持とする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	73 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	73 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村や農業委員会、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
有用な情報等があれば、活用を検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				